

令和6年3月市議会定例会議

文教福祉常任委員会資料

健康福祉部

議案第63号	専決処分承認の件 専決第1号 令和5年度福島市一般会計補正予算(第9号)	5頁(議案書231頁)
【生活福祉課】		
議案第31号	福島市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例制定の件	6頁(議案書99頁)
【生活福祉課】		
議案第32号	福島市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件	7頁(議案書100頁)
【共生社会推進課】		
議案第35号	障がいのある人もない人も共にいきいきと暮らせる福島市づくり 条例の一部を改正する条例制定の件	8頁(議案書105頁)
【障がい福祉課】		
議案第37号	福島市老人センター条例の一部を改正する条例制定の件	9頁(議案書109頁)
【長寿福祉課】		
議案第38号	福島市夜間急病診療所条例の一部を改正する条例制定の件	11頁(議案書111頁)
【保健総務課】		
議案第39号	福島市介護保険条例の一部を改正する条例制定の件	13頁(議案書113頁)
【介護保険課】		
議案第43号	福島市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する 基準等を定める条例の一部を改正する条例制定の件	17頁(議案書121頁)
【福祉監査課】		
議案第44号	福島市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する 基準等を定める条例の一部を改正する条例制定の件	18頁(議案書133頁)
【福祉監査課】		
議案第45号	福島市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例制定の件	18頁(議案書137頁)
【福祉監査課】		

議案第46号	福島市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例制定の件	19頁 (議案書142頁)
【福祉監査課】		
議案第47号	福島市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する 基準等を定める条例の一部を改正する条例制定の件	20頁 (議案書146頁)
【福祉監査課】		
議案第48号	福島市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例制定の件	21頁 (議案書153頁)
【長寿福祉課】		
議案第49号	福島市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例制定の件	22頁 (議案書155頁)
【長寿福祉課】		
議案第50号	福島市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例制定の件	22頁 (議案書159頁)
【長寿福祉課】		
議案第51号	福島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件	23頁 (議案書162頁)
【福祉監査課】		
議案第52号	福島市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに 指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に 関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件	24頁 (議案書172頁)
【福祉監査課】		
議案第53号	福島市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等 に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を 改正する条例制定の件	24頁 (議案書177頁)
【福祉監査課】		
議案第54号	福島市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する 基準等を定める条例の一部を改正する条例制定の件	25頁 (議案書181頁)
【福祉監査課】		

議案第55号	福島市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する 基準等を定める条例の一部を改正する条例制定の件	26頁（議案書198頁）
【福祉監査課】		
議案第56号	福島市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに 指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に 関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定の件	26頁（議案書202頁）
【福祉監査課】		
議案第57号	福島市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する 基準等を定める条例の一部を改正する条例制定の件	27頁（議案書217頁）
【福祉監査課】		
議案第58号	福島市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する 基準等を定める条例の一部を改正する条例制定の件	28頁（議案書221頁）
【福祉監査課】		
議案第59号	福島市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する 基準等を定める条例の一部を改正する条例制定の件	28頁（議案書224頁）
【介護保険課】		
議案第16号	令和5年度福島市一般会計補正予算（第11号）	30頁（議案書61頁）
【共生社会推進課】	【介護保険課】	【保健総務課】
【保健予防課】		
議案第19号	令和5年度福島市介護保険事業費特別会計補正予算（第4号）	36頁（議案書73頁）
【介護保険課】		

令和6年3月定例会議提出議案説明資料【健康福祉部】

議案第63号 専決処分承認の件
 専決第1号 令和5年度福島市一般会計補正予算（第9号）

生活福祉課
 (単位：千円)

議案書頁	款	項	目	事業名	補正額	財 源 内 訳				説 明
						国 庫 支出金	県支出金	その他	一般財源	
239	3 民生費	1 社会福祉費	1 社会福祉総務費	住民税非課税世帯等生活支援特別給付金給付事業	640,000	—	—	—	640,000	○住民税非課税世帯等生活支援特別給付金給付事業 ◆物価高騰の負担感が大きい低所得世帯の支援を行うための補正 ◆事業内容 令和5年12月1日現在、福島市に住民登録がある、令和5年度住民税均等割のみ課税世帯への給付金（1世帯当たり10万円）と、低所得世帯へのこども加算（児童1人当たり5万円） ※財源 国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を充当

(1) 住民税均等割のみ課税世帯への給付

- 支給額 / 1世帯当たり10万円
- 対象世帯 / 令和5年度住民税均等割のみ課税の世帯 約4,500世帯

(2) こども加算

- 支給額 / 18歳以下の児童1人当たり5万円
- 対象世帯 / ①令和5年度住民税非課税世帯で18歳以下の児童がいる世帯 約1,600世帯（児童2,600人）
 ②令和5年度住民税均等割のみ課税の世帯で18歳以下の児童がいる世帯 約330世帯（児童570人）

【支給スケジュール】 ※住民税非課税世帯への7万円追加給付は12月補正予算にて実施中

区分	支給額	想定世帯数	1月	2月	3月	4月	5月	6月
住民税非課税世帯	7万円/世帯	27,500世帯	1/31 早期支給	◆	●	以降、随時支給		
こども加算	5万円/児童	1,300世帯		◆	●			
確認が必要な世帯		300世帯			◆	●	以降、随時支給	
住民税均等割のみ課税世帯	10万円/世帯	4,500世帯			◆	●	以降、随時支給	
こども加算	5万円/児童	330世帯			◆	●	以降、随時支給	

12月補正
 で実施中
 今
 の
 補
 正

令和6年3月定例会議提出議案説明資料【健康福祉部】

議案第31号

(生活福祉課)

1 条例名	福島市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
2 一部改正の趣旨	無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準(令和元年厚生労働省令第34号)の改正に伴い、所要の改正を行うもの。
3 一部改正の概要	原則、居室の利用その他のサービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、入居申込者に対し、無料低額宿泊所の運営規程の概要やサービスの内容など、重要事項等を記した文書を交付して説明を行う必要がある。ただし、入居申込者からの申出があり、当該入居申込者の承諾があれば、従来磁気ディスク等、一定の確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルを交付すれば、当該文書を交付したものとみなされているが、今後のデジタル社会に向けて記録媒体を限定しないこととする。
4 条例改正による市民への影響	なし(現時点で福島市内には無料低額宿泊所はない)
5 条例の施行予定日	公布の日から施行
6 経過及び今後のスケジュール	令和5年12月 無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準の改正

令和6年3月定例会議提出議案説明資料【健康福祉部】

議案第32号

(共生社会推進課)

1 条例名	福島市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
2 一部改正の趣旨	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律が令和6年4月1日に施行されることに伴い、この法律の条項を引用している福島市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例について所要の改正を行うもの。
3 一部改正の概要	福島市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例第2条第1項第8号で引用している配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第10条第1項の規定が、保護命令として接近禁止命令と退去命令とされているが接近禁止命令の要件等の改正に伴い、第10条第1項の接近禁止命令と第10条の2の退去命令に分けて規定されるため、引用条項を「第10条第1項又は第10条の2」に改める。
4 条例改正による 市民への影響	法改正による条例中で引用する条項を改めるものであり影響はない。
5 条例の施行予定日	令和6年4月1日
6 経過及び今後の スケジュール	令和5年5月19日 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律（令和5年法律第30号）公布 令和6年4月1日 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律（令和5年法律第30号）施行 令和6年4月1日 福島市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例施行
7 参考資料	

令和6年3月定例会議提出議案説明資料【健康福祉部】

議案第35号

(障がい福祉課)

1 条例名	障がいのある人もない人も共にいきいきと暮らせる福島市づくり条例の一部を改正する条例
2 一部改正の趣旨	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、「障害者差別解消法」という）の一部改正に伴い、合理的配慮の提供の義務化等を規定する改正を行うもの。
3 一部改正の概要	<p>①障害者差別解消法の改正により、事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供について、義務化されることから、条例においても、現行の努力義務から義務へと改める。</p> <p>②障害者差別解消法の改正により、地方公共団体は、障がいを理由とする差別及びその解消のための取組に関する「情報の収集、整理及び提供」について努力規定とされたことから、条例においても追加する。</p> <p>③国の基本方針の定義に準じて、障がいのある人の定義に「高次脳機能障がい」を追加する。</p> <p>④障がいを理由とする差別に関する相談について、事業者の合理的配慮の提供の義務化に伴い、事業者からの相談に対応していく必要があることから、相談の対象に「事業者」を追記する。</p>
4 条例改正による市民への影響	事業者においては、障がいのある人から、社会的障壁の除去のために何らかの対応を必要としているとの意思が示されたときには、負担が重すぎない範囲で対応が求められる。
5 条例の施行予定日	令和6年4月1日
6 経過及び今後のスケジュール	<p>令和3年6月4日 障害者差別解消法の一部を改正する法律公布</p> <p>令和6年4月1日 障害者差別解消法の一部を改正する法律施行</p> <p>令和6年4月1日 障がいのある人もない人も共にいきいきと暮らせる福島市づくり条例の一部を改正する条例施行</p>
7 参考資料	

令和6年3月定例会議提出議案説明資料【健康福祉部】

議案第37号

(長寿福祉課)

1 条例名	福島市老人センター条例の一部を改正する条例																																																									
2 一部改正の趣旨	敬老センター(昭和47年開館)の老朽化に伴い、(仮称)市民センターへの複合化により閉館するため、所要の改正を行うもの。																																																									
3 一部改正の概要	・福島市老人センター条例から敬老センター該当部分を削除する。																																																									
4 条例改正による 市民への影響	<p>(1) 対象者への影響</p> <p>①利用状況</p> <table border="1" data-bbox="600 1002 1883 1161"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用件数</td> <td>1,267件</td> <td>1,274件</td> <td>1,061件</td> <td>1,186件</td> <td>1,130件</td> </tr> <tr> <td>利用人数</td> <td>11,530人</td> <td>11,938人</td> <td>10,581人</td> <td>11,598人</td> <td>10,457人</td> </tr> </tbody> </table> <p>②令和4年度利用団体の主な活動</p> <table border="1" data-bbox="600 1265 1928 1409"> <thead> <tr> <th>活動</th> <th>詩吟</th> <th>会議</th> <th>体操</th> <th>民踊</th> <th>書道</th> <th>手芸</th> <th>囲碁</th> <th>将棋</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団体数</td> <td>25</td> <td>14</td> <td>13</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>利用件数</td> <td>460</td> <td>43</td> <td>318</td> <td>87</td> <td>50</td> <td>23</td> <td>17</td> <td>24</td> <td>108</td> </tr> </tbody> </table>										年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	利用件数	1,267件	1,274件	1,061件	1,186件	1,130件	利用人数	11,530人	11,938人	10,581人	11,598人	10,457人	活動	詩吟	会議	体操	民踊	書道	手芸	囲碁	将棋	その他	団体数	25	14	13	3	3	3	2	1	20	利用件数	460	43	318	87	50	23	17	24	108
年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度																																																					
利用件数	1,267件	1,274件	1,061件	1,186件	1,130件																																																					
利用人数	11,530人	11,938人	10,581人	11,598人	10,457人																																																					
活動	詩吟	会議	体操	民踊	書道	手芸	囲碁	将棋	その他																																																	
団体数	25	14	13	3	3	3	2	1	20																																																	
利用件数	460	43	318	87	50	23	17	24	108																																																	

	③閉館後は、令和7年2月下旬にオープン予定の（仮称）市民センターを主な代替施設とする。
5 条例の施行予定日	令和7年1月11日（1月10日閉館）
6 経過及び今後のスケジュール	<p>平成29年2月 福島市公共施設等総合管理計画策定</p> <p>平成30年12月 風格ある県都を目指すまちづくり構想策定</p> <p>令和6年3月議会終了後 敬老センター閉館告知開始</p> <p>令和7年1月11日 福島市老人センター条例の一部を改正する条例施行（1月10日閉館）</p> <p>令和7年2月（予定） 解体工事開始</p> <p>令和7年2月下旬（予定） （仮称）市民センタープレオープン</p> <p>令和7年3月初旬（予定） （仮称）市民センター供用開始</p> <p>令和10年4月（予定） 消防本部・福島消防署新庁舎開庁</p>
7 参考資料	

令和6年3月定例会議提出議案説明資料【健康福祉部】

議案第38号

(保健総務課)

1 条例名	福島市夜間急病診療所条例の一部を改正する条例
2 一部改正の趣旨	本市の小児科休日当番医が減少、高齢化していることから、小児科休日当番医の負担を軽減し、持続可能な休日小児科診療体制を構築するため、夜間急病診療所を休日小児科診療機能を持つ施設に改変し、市内における小児医療の充実・強化を図るため、改正を行うものである。
3 一部改正の概要	<p>(1) 施設名称の変更 福島市夜間休日急病センター</p> <p>(2) 診療内容の拡充</p> <p>従来の夜間診療に、以下の休日診療を加える</p> <p>①診療科目・診療日 小児科のみ（第2・第4日曜日）</p> <p>②診療時間 午前9時～正午／午後1時～午後5時</p> <p>③診療受付時間 午前8時30分～午前11時30分／午後1時～午後4時</p>
4 条例改正による 市民への影響	夜間休日急病センターが小児科休日当番に加わることで、小児科休日当番の空白日を解消
5 条例の施行予定日	令和6年7月1日

<p>6 経過及び今後のスケジュール</p>	<p>(1) 小児科休日当番の空白日が発生 本年度において2日間の空白日が発生したため、オンライン診療により対応した。</p> <p>(2) 市医師会からの要望 夜間急病診療所を活用した小児科休日当番医の導入について本市に要望書が提出される。</p> <p>(3) こどもの医療確保対策パッケージ（令和5年12月定例会議） ①小児科の新規開業支援 ②小児科休日当番医の負担軽減 ③家庭の見守り力の向上</p> <p>(4) 診療開始 令和6年7月14日（日）から診療開始</p>																		
<p>7 参考資料</p>	<p>● 小児科当番医の推移</p> <table border="1" data-bbox="600 616 1890 855"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成25年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>休日当番参加医</td> <td>20</td> <td>14</td> <td>14</td> <td>13</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>(参考)内科当番医</td> <td>70</td> <td>67</td> <td>68</td> <td>69</td> <td>69</td> </tr> </tbody> </table>	年度	平成25年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	休日当番参加医	20	14	14	13	13	(参考)内科当番医	70	67	68	69	69
年度	平成25年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度														
休日当番参加医	20	14	14	13	13														
(参考)内科当番医	70	67	68	69	69														

令和6年3月定例会議提出議案説明資料【健康福祉部】

議案第39号

(介護保険課)

1 条例名	福島市介護保険条例の一部を改正する条例
2 一部改正の趣旨	介護保険法施行令の改正により示された介護保険料の基準に基づき、令和6年度から令和8年度の保険料率に係る改正を行う。
3 一部改正の概要	<p>(1) 介護給付費の増加と保険料率の見直しによる第1号被保険者の負担額増</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 基準月額（現行）6,100円 ⇒（改定後）6,500円 <p>(2) 低所得者の保険料上昇を抑制するため、所得再分配機能を強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保険料段階の見直し 10段階 ⇒ 13段階 ○ 高所得者の負担割合引上げ・低所得者の負担割合引下げ
4 条例改正による 市民への影響	<p>(1) 介護保険料率（介護保険料）の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 介護保険料基準月額の変更により、被保険者（市民）の介護保険料負担は増加する。 <p>(2) 保険料段階の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 高所得者の保険料段階を細分化し、応能負担を求め、低所得者の保険料上昇を抑制する。
5 条例の施行予定日	令和6年4月1日
6 経過及び今後の スケジュール	<p>(1) システム処理・改修</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 介護保険料平準化（3年に一度の作業 → 仮徴収額の変更） 6月 ② 所得段階区分の多段階化、介護保険料負担割合の変更 <p>(2) 制度改正の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ① ホームページ、SNSによる広報 ② 「介護保険だより」による広報（6月市政だよりに折り込み） <p>(3) 賦課決定</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 市県民税の賦課決定 → 介護保険料の賦課決定 → 介護保険料通知書送付 7月
7 参考資料	別添資料参照

参考資料1

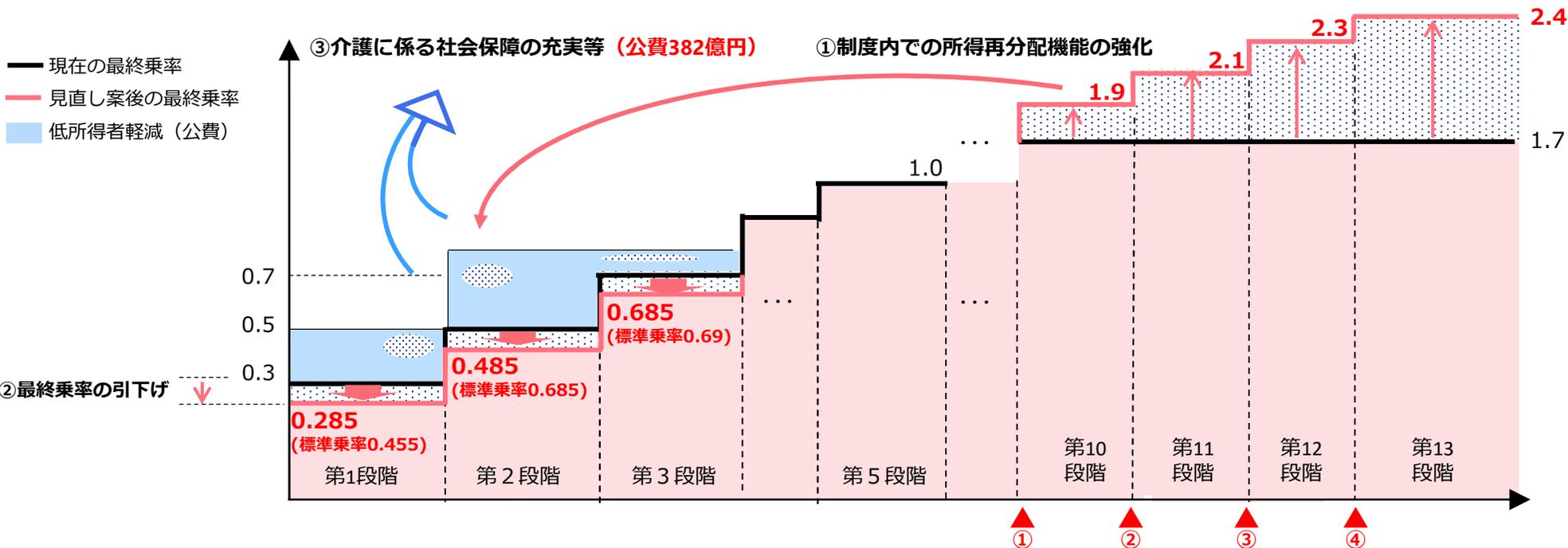
第9期介護保険料の算出について

区 分		第8期 (R3~5年度)	基金取崩なし	基金取崩あり	
			第9期① (R6~8年度)	第9期② (R6~8年度)	
第1号被保険者数 単位：人（期間合計）		250,797	251,749	251,749	
補正後被保険者数 単位：人（A）		250,255	252,286	252,286	
保険料負担 対象費用 単位：千円（B）	給付費見込額 単位：千円（C）	78,247,434	82,217,122	82,217,122	
	地域支援事業費 単位：千円（D）	介護予防・日常生活支援 総合事業費 単位：千円（E）	2,293,063	2,509,541	2,509,541
		包括的支援事業、任意事業費 単位：千円（F）	1,732,171	1,859,488	1,859,488
第1号被保険者負担額相当額 単位：千円（G）	(B) × 第1号被保険者負担率23% + (C) × 調整交付金率 5% + (E) × 調整交付金率 5%	22,949,738	24,151,148	24,151,148	
調整交付金見込交付額 単位：千円（H）	(C) × 調整交付金見込交付割合 + (E) × 調整交付金見込交付割合	3,840,570	3,614,271	3,614,271	
介護給付費準備基金取崩額 単位：千円（I）		1,085,118	0	1,274,017	
第1号被保険者負担額 単位：千円（J）	(G) - (H) - (I)	18,024,050	20,536,877	19,262,860	
賦課保険料総額 単位：千円（K）	(J) ÷ (予定保険料収納率) ※第8期：98.75% 第9期：99.34%	18,252,203	20,673,321	19,390,840	
上記計算に基づき算定した基準保険料		福島市	6,100円	6,900円	
(参考)	全 国	6,014円			
(参考)	福島県	6,108円			

- 介護保険制度の持続可能性を確保する観点から、**今後の介護給付費の増加を見据え、1号被保険者間での所得再分配機能を強化する**（標準段階の多段階化、高所得者の標準乗率の引上げ、低所得者の標準乗率の引下げ等）ことで、**低所得者の保険料上昇の抑制を図る**。
 - ・ 高所得者に係る標準段階の段階数・乗率について、既に9段階を超える多段階の保険料設定を行っている保険者の平均を勘案して設定。
 - ・ 低所得者の最終乗率（低所得者が実際に負担する乗率）について、第7期から第8期にかけての保険料の伸びなどを勘案して設定。
- ※ 介護保険制度においては、調整交付金によって、保険者ごとの所得分布状況に係る調整を行っているところ、この所得調整機能を強化するため、標準9段階を用いている現行の調整方法についても、保険料設定方法の見直しに併せて、標準13段階を用いた調整方法に改める。
- 保険料の多段階化によって制度内での対応が強まることを踏まえ、低所得者の負担軽減に活用されている公費の一部（※）について、現場の従事者の処遇改善をはじめとする介護に係る社会保障の充実に活用する。
 - ※ **公費約382億円（国費約191億円、地方約191億円）**

（参考）全世代型社会保障構築会議報告書（令和4年12月16日全世代型社会保障構築会議）

「全世代型社会保障」は、年齢に関わりなく、全ての国民が、その能力に応じて負担し、支え合うことによって、（中略）必要な保障がバランスよく提供されることを目指すものである。



出典：厚生労働省 社会保障審議会 介護保険部会（第110回）資料より

① 第8段・第9段階の境界となる基準所得金額（9段階境界額）+100万円、
 ② 9段階境界額+200万円、③ 9段階境界額+300万円、④ 9段階境界額+400万円

介護保険料 福島市の所得段階（区分） ※第8期との比較

第8期（R3-R5年度）

所得段階	対象者		負担割合	月額 (参考)
第1段階	生活保護受給者等		0.300	1,830
	本人課税なし	合計所得金額 + 課税年金収入 ≤ 80万円		
第2段階		80万円 < 合計所得金額 + 課税年金収入 ≤ 120万円	0.500	3,050
第3段階		120万円 < 合計所得金額 + 課税年金収入	0.700	4,270
第4段階		あり 世帯課税 合計所得金額 + 課税年金収入 ≤ 80万円	0.875	5,338
第5段階 (基準額)	本人課税なし あり 世帯課税 80万円 < 合計所得金額 + 課税年金収入	1.000	6,100	
第6段階	本人課税あり	合計所得金額 < 125万円	1.125	6,863
第7段階		125万円 ≤ 合計所得金額 < 200万円	1.250	7,625
第8段階		200万円 ≤ 合計所得金額 < 400万円	1.500	9,150
第9段階		400万円 ≤ 合計所得金額 < 700万円	1.750	10,675
第10段階		700万円 ≤ 合計所得金額	2.000	12,200

【案】第9期（R6-R8）

所得段階	対象者		負担割合	月額 (参考)
第1段階	生活保護受給者等		0.285	1,853
	本人課税なし	合計所得金額 + 課税年金収入 ≤ 80万円		
第2段階		80万円 < 合計所得金額 + 課税年金収入 ≤ 120万円	0.485	3,153
第3段階		120万円 < 合計所得金額 + 課税年金収入	0.685	4,453
第4段階		あり 世帯課税 合計所得金額 + 課税年金収入 ≤ 80万円	0.875	5,688
第5段階 (基準額)	本人課税なし あり 世帯課税 80万円 < 合計所得金額 + 課税年金収入	1.000	6,500	
第6段階	本人課税あり	合計所得金額 < 120万円	1.150	7,475
第7段階		120万円 ≤ 合計所得金額 < 210万円	1.275	8,288
第8段階		210万円 ≤ 合計所得金額 < 320万円	1.500	9,750
第9段階		320万円 ≤ 合計所得金額 < 420万円	1.700	11,050
第10段階		420万円 ≤ 合計所得金額 < 520万円	1.900	12,350
第11段階		520万円 ≤ 合計所得金額 < 620万円	2.100	13,650
第12段階		620万円 ≤ 合計所得金額 < 720万円	2.300	14,950
第13段階		720万円 ≤ 合計所得金額	2.400	15,600

令和6年3月定例会議提出議案説明資料【健康福祉部】

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に伴う条例改正について

一部改正の趣旨	国による令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に伴い、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令等が公布、施行されることになり、関係する条例について所要の改正を行う。
条例の施行予定日	令和6年4月1日

議案第43号

(福祉監査課)

1 条例名	①福島市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
2 一部改正の概要	(1) 利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮することを規定。 (2) 個別支援会議へ利用者本人が参加することを規定。 (3) 個別支援計画を指定特定相談支援事業者等にも交付することを規定。
3 条例改正による市民への影響	障害者本人の意思を尊重し、選択の機会を確保するため意思決定支援を推進し、障害者が希望する生活を実現する。
4 経過及び今後のスケジュール	令和6年1月25日 国省令公布 令和6年4月1日 本条例施行 ただし、一部は、法に規定する日から施行

議案第44号

(福祉監査課)

1 条例名	②福島市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
2 一部改正の概要	(1) 意思決定支援を推進するための方策を規定。 (2) 地域移行支援を推進するための取組を規定。
3 条例改正による市民への影響	障害者本人の意思を尊重し、選択の機会を確保するため意思決定支援を推進し、障害者が希望する生活を実現する。
4 経過及び今後のスケジュール	令和6年1月25日 国省令公布 令和6年4月 1日 本条例施行

議案第45号

(福祉監査課)

1 条例名	③福島市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
2 一部改正の概要	(1) 利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮することを規定。 (2) 個別支援会議へ利用者本人が参加することを規定。 (3) 個別支援計画を指定特定相談支援事業者等にも交付することを規定。
3 条例改正による市民への影響	障害者本人の意思を尊重し、選択の機会を確保するため意思決定支援を推進し、障害者が希望する生活を実現する。
4 経過及び今後のスケジュール	令和6年1月25日 国省令公布 令和6年4月 1日 本条例施行 ただし、一部は、法に規定する日から施行

議案第46号

(福祉監査課)

1 条例名	④福島市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
2 一部改正の概要	(1) 支援の質の確保。 (2) 自立訓練(機能訓練)・相談支援の充実等。 (3) 感染症発生時に備えた平時からの対応。
3 条例改正による市民への影響	障害者本人の意思を尊重し、選択の機会を確保するため意思決定支援を推進し、障害者が希望する生活を実現する。
4 経過及び今後のスケジュール	令和6年1月25日 国省令公布 令和6年4月 1日 本条例施行

令和6年3月定例会議提出議案説明資料【健康福祉部】

議案第47号

(福祉監査課)

1 条例名	福島市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
2 一部改正の趣旨	国による令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に伴い、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令等が公布、施行されることになり、関係する条例について所要の改正を行う。
3 一部改正の概要	社会の変化等に伴う障害児のニーズへのきめ細かな対応の観点から、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及びその保護者の意思をできる限り尊重するための配慮などを規定。
4 条例改正による 市民への影響	適切なアセスメントとこどもの特性を踏まえた総合的な支援・専門的な支援や関係機関との連携強化等を進め、個々の特性や状況に応じた質の高い発達支援の提供を推進する。
5 条例の施行予定日	令和6年4月1日
6 経過及び今後の スケジュール	令和6年1月25日 国省令公布 令和6年4月1日 本条例施行 ただし、一部は、法に規定する日から施行

令和6年3月定例会議提出議案説明資料【健康福祉部】

令和6年度介護報酬改定等に伴う条例改正について

一部改正の趣旨	国による令和6年度介護報酬改定等に伴い、介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布、施行されることになり、関係する条例について所要の改正を行う。
条例の施行予定日	令和6年4月1日

議案第48号

(長寿福祉課)

1 条例名	①福島市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
2 一部改正の概要	協力医療機関との連携体制の構築
3 条例改正による 市民への影響	(1)事業所等への影響 要件を満たす協力医療機関を定める必要がある。 (2)利用者への影響 サービスの質の向上
4 経過及び今後の スケジュール	令和6年1月25日 国省令公布 令和6年4月1日 本条例施行

議案第49号

(長寿福祉課)

1 条例名	②福島市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
2 一部改正の概要	(1)協力医療機関との連携体制の構築 (2)利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会設置の義務付け
3 条例改正による市民への影響	(1)事業所等への影響 ①要件を満たす協力医療機関を定める必要がある。 ②利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の定期的な開催 (2)利用者への影響 サービスの質の向上
4 経過及び今後のスケジュール	令和6年1月25日 国省令公布 令和6年4月 1日 本条例施行

議案第50号

(長寿福祉課)

1 条例名	③福島市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
2 一部改正の概要	協力医療機関との連携体制の構築
3 条例改正による市民への影響	(1)事業所等への影響 要件を満たす協力医療機関を定める必要がある。 (2)利用者への影響 サービスの質の向上

4 経過及び今後のスケジュール	令和6年1月25日 国省令公布 令和6年4月 1日 本条例施行
-----------------	------------------------------------

議案第51号

(福祉監査課)

1 条例名	④福島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
2 一部改正の概要	(1)協力医療機関との連携体制の構築 (2)新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携 (3)介護老人福祉施設等における緊急時等の対応方法の定期的な見直し (4)ユニットケア施設管理者研修の努力義務化 (5)利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置の義務付け
3 条例改正による市民への影響	(1)質の高い公正中立なケアマネジメントや必要なサービスが切れ目なく提供されることが期待できる。 (2)自立支援・重度化防止を重視した質の高い介護サービスの実現が期待できる。 (3)良質な介護サービスの効率的な提供に向けた介護現場の働きやすい職場づくりが期待できる。
4 経過及び今後のスケジュール	令和6年1月25日 国省令公布 令和6年4月 1日 本条例施行

議案第52号

(福祉監査課)

1 条例名	⑤福島市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
2 一部改正の概要	(1)協力医療機関との連携体制の構築 (2)新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携 (3)利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置の義務付け
3 条例改正による市民への影響	(1)質の高い公正中立なケアマネジメントや必要なサービスが切れ目なく提供されることが期待できる。 (2)自立支援・重度化防止を重視した質の高い介護サービスの実現が期待できる。 (3)良質な介護サービスの効率的な提供に向けた介護現場の働きやすい職場づくりが期待できる。
4 経過及び今後のスケジュール	令和6年1月25日 国省令公布 令和6年4月 1日 本条例施行

議案第53号

(福祉監査課)

1 条例名	⑥福島市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
2 一部改正の概要	(1)他サービス事業所との連携によるモニタリング
3 条例改正による市民への影響	(1)質の高い公正中立なケアマネジメントや必要なサービスが切れ目なく提供されることが期待できる。 (2)自立支援・重度化防止を重視した質の高い介護サービスの実現が期待できる。 (3)良質な介護サービスの効率的な提供に向けた介護現場の働きやすい職場づくりが期待できる。

4 経過及び今後のスケジュール	令和6年1月25日 国省令公布 令和6年4月 1日 本条例施行
-----------------	------------------------------------

議案第54号

(福祉監査課)

1 条例名	⑦福島市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
2 一部改正の概要	(1)医療機関のリハビリテーション計画書の受け取りの義務化 (2)協力医療機関との連携体制の構築 (3)新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携 (4)一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制の導入 (5)モニタリング実施時期の明確化(福祉用具貸与) (6)モニタリング結果の記録及び介護支援専門員への交付 (7)訪問及び通所リハビリテーションのみなし指定の見直し (8)ユニットケア施設管理者研修の努力義務化 (9)利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置の義務付け
3 条例改正による市民への影響	(1)質の高い公正中立なケアマネジメントや必要なサービスが切れ目なく提供されることが期待できる。 (2)自立支援・重度化防止を重視した質の高い介護サービスの実現が期待できる。 (3)良質な介護サービスの効率的な提供に向けた介護現場の働きやすい職場づくりが期待できる。
4 経過及び今後のスケジュール	令和6年1月25日 国省令公布 令和6年4月 1日 本条例施行 ただし、一部は、法に規定する日から施行

議案第55号

(福祉監査課)

1 条例名	⑧福島市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
2 一部改正の概要	(1)他サービス事業所との連携によるモニタリング (2)公正中立性の確保のための取組の見直し (3)介護支援専門員1人当たりの取扱件数(基準)
3 条例改正による市民への影響	(1)質の高い公正中立なケアマネジメントや必要なサービスが切れ目なく提供されることが期待できる。 (2)自立支援・重度化防止を重視した質の高い介護サービスの実現が期待できる。 (3)良質な介護サービスの効率的な提供に向けた介護現場の働きやすい職場づくりが期待できる。
4 経過及び今後のスケジュール	令和6年1月25日 国省令公布 令和6年4月 1日 本条例施行

議案第56号

(福祉監査課)

1 条例名	⑨福島市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
2 一部改正の概要	(1)医療機関のリハビリテーション計画書の受け取りの義務化 (2)協力医療機関との連携体制の構築 (3)新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携 (4)一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制の導入 (5)モニタリング実施時期の明確化(福祉用具貸与) (6)訪問及び通所リハビリテーションのみなし指定の見直し (7)ユニットケア施設管理者研修の努力義務化 (8)利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置の義務付け

<p>3 条例改正による 市民への影響</p>	<p>(1)質の高い公正中立なケアマネジメントや必要なサービスが切れ目なく提供されることが期待できる。 (2)自立支援・重度化防止を重視した質の高い介護サービスの実現が期待できる。 (3)良質な介護サービスの効率的な提供に向けた介護現場の働きやすい職場づくりが期待できる。</p>
<p>4 経過及び今後の スケジュール</p>	<p>令和6年1月25日 国省令公布 令和6年4月 1日 本条例施行 ただし、一部は、法に規定する日から施行</p>

議案第57号

(福祉監査課)

<p>1 条例名</p>	<p>⑩福島市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例</p>
<p>2 一部改正の概要</p>	<p>(1)協力医療機関との連携体制の構築 (2)新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携 (3)介護老人福祉施設等における緊急時等の対応方法の定期的な見直し (4)ユニットケア施設管理者研修の努力義務化 (5)利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置の義務付け</p>
<p>3 条例改正による 市民への影響</p>	<p>(1)質の高い公正中立なケアマネジメントや必要なサービスが切れ目なく提供されることが期待できる。 (2)自立支援・重度化防止を重視した質の高い介護サービスの実現が期待できる。 (3)良質な介護サービスの効率的な提供に向けた介護現場の働きやすい職場づくりが期待できる。</p>
<p>4 経過及び今後の スケジュール</p>	<p>令和6年1月25日 国省令公布 令和6年4月 1日 本条例施行</p>

議案第58号

(福祉監査課)

1 条例名	①福島市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
2 一部改正の概要	(1)協力医療機関との連携体制の構築 (2)新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携 (3)ユニットケア施設管理者研修の努力義務化 (4)利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置の義務付け
3 条例改正による市民への影響	(1)質の高い公正中立なケアマネジメントや必要なサービスが切れ目なく提供されることが期待できる。 (2)自立支援・重度化防止を重視した質の高い介護サービスの実現が期待できる。 (3)良質な介護サービスの効率的な提供に向けた介護現場の働きやすい職場づくりが期待できる。
4 経過及び今後のスケジュール	令和6年1月25日 国省令公布 令和6年4月 1日 本条例施行

議案第59号

(介護保険課)

1 条例名	②福島市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
2 一部改正の概要	(1)地域包括ケアシステムの深化・推進の観点から、協力医療機関との連携体制を構築することを規定。 (2)良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくりの観点から、介護サービス利用者の安全並びにサービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会設置の義務化。

3 条例改正による 市民への影響	介護サービスの質の向上が可能となるが、本市には介護医療院がないため、現時点での直接的な影響はない。
4 経過及び今後の スケジュール	令和6年1月25日 国省令公布 令和6年4月 1日 本条例施行

令和6年3月定例会議提出議案説明資料【健康福祉部】

議案第16号 令和5年度福島市一般会計補正予算（第11号）

共生社会推進課
(単位：千円)

予算 説明 書頁	款	項	目	事業名	補正額	財 源 内 訳				説 明
						国 庫 支出金	県支出金	その他	一般財源	
19	3 民生費	1 社会福祉費	2 障害者福祉費	重度心身障がい者 医療助成費	△ 35,998	—	△ 13,384	雑入 △ 6,411	△ 16,203	<p>○重度心身障がい者医療助成費</p> <p>令和5年度の重度心身障がい者医療助成費において、支出見込額が当初予算額を下回る見込みのための減額補正。</p> <p>受給資格者が医療機関で治療を受けた場合、健康保険の適用となる医療費の自己負担分を助成。入院時食事療養費定額負担金は助成対象外。</p> <p>◆医療助成費 扶助費 △35,998千円</p> <p>◆財源内訳 補助金 県1/2（所得制限有） ※所得制限に該当した場合は、市単独事業として助成。</p>

介護保険課
(単位：千円)

予算 説明 書頁	款	項	目	事業名	補正額	財 源 内 訳				説 明
						国 庫 支出金	県支出金	その他	一般財源	
19	3 民生費	1 社会福祉費	5 介護保険費	特別会計繰出金	△ 40,427	-	-	-	△ 40,427	○介護サービス等給付費の執行見込額減に伴う減額補正 給付費の財源として特別会計へ繰り出す市負担分(12.5%)を減額するもの。 ◆財源 市10/10

保健総務課
(単位：千円)

予算 説明 書頁	款	項	目	事業名	補正額	財 源 内 訳				説 明
						国 庫 支出金	県支出金	その他	一般財源	
20	4 衛生費	1 保健衛生費	1 保健衛生 総務費	地域医療 確保対策費	40,142	-	-	-	40,142	<p>○救急告示病院運営費補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夜間や土日祝日の日中における救急搬送受入れに応じて救急告示病院に補助するもの。 ・熱中症や運動競技中の事故等による救急搬送数が増加したことに伴い、追加補正するもの。 <p>◆搬送 1 件当たり32千円</p> <p>◆搬送見込み件数 7,770件 ※当初見込み 6,533件</p>

予算 説明 書頁	款	項	目	事業名	補正額	財 源 内 訳				説 明
						国 庫 支出金	県支出金	その他	一般財源	
20	4 衛生費	1 保健衛生費	8 保健福祉セ ンター費	管理費	△ 20,792	-	-	-	△ 20,792	<p>○保健福祉センター光熱水費</p> <p>・世界的な燃料費高騰の影響を考慮し、光熱水費を計上したが、単価高騰が当初見込みを下回ったため、減額補正するもの。</p> <p>◆当初予算額 81,193千円</p> <p>◆執行見込額 60,401千円</p>

予算 説明 書頁	款	項	目	事業名	補正額	財 源 内 訳				説 明
						国 庫 支出金	県支出金	その他	一般財源	
20	4 衛生費	1 保健衛生費	2 保健所費	PCR検査事業費 医療費	△ 214,613 △ 70,275	△ 103,670 △ 52,637	- -	- -	△ 110,943 △ 17,638	<p>感染症法上の5類移行に伴い減額補正するもの。</p> <p>○PCR検査事業費 ◆補正内訳 【PCR検査用消耗品費 △2,129千円】 【PCR検査用役務費 △7,272千円】 ・新型コロナウイルス感染症関連通知の郵送料及び国保連等へ支払う事務手数料 【PCR検査等に係る委託料 △205,212千円】 ・PCR検査費用等 ◆財源内訳 負担金 国1/2</p> <p>○医療費 ◆補正内訳 【国保連等に支払う事務手数料 △93千円】 【入院措置患者の入院費用 △70,182千円】 ◆財源内訳 負担金 国3/4</p>
20	4 衛生費	1 保健衛生費	6 予防費	定期予防接種事業費	△ 76,768	△ 2,806	-	-	△ 73,962	<p>○定期予防接種事業 定期予防接種について、当初の想定より接種者数が少なかったことにより減額補正するもの。</p> <p>◆補正内訳 【接種委託料 △76,768千円】 ・定期予防接種費用 ◆財源内訳 負担金 国1/2 (定期接種の機会がなかった男性対象の風しん抗体検査費用等)</p>

令和6年3月定例会議提出議案説明資料【健康福祉部】

議案第19号 令和5年度福島市介護保険事業費特別会計補正予算（第4号）

介護保険課
(単位：千円)

予算 説明 書頁	款	項	目	事業名	補正額	財 源 内 訳				説 明
						国 庫 支出金	県支出金	その他	一般財源	
48	2 保険給付 費	1 介護サービ ス等諸費	1 介護サービ ス等給付費	介護サービス等給 付費	△ 323,414	△ 80,854	△ 40,427	支払基金交付金 △ 87,322 基金繰入金 △ 74,384	△ 40,427	○介護サービス等給付費の執行見込額減に伴う減額補正 介護サービスについて、当初の想定より給付額が少 なかったため減額補正するもの。 ◆負担率 国25% 県12.5% 市12.5% 第1号被保険者23% 第2号被保険者27%